

津市建設工事総合評価落札方式試行要領

平成20年12月22日

改正 平成21年8月3日
平成22年3月31日
平成22年5月19日
平成23年3月31日
平成25年1月11日
平成26年3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する工事又は製造の請負（以下「建設工事」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施するに当たり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする建設工事)

第2条 総合評価落札方式の対象とする建設工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 技術提案を要する工事について、入札者の工事の施工能力、技術提案内容、施工計画等（以下「技術提案等」という。）に基づき、技術提案等を活用して、工事品質又は性能と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 公共工事の品質を確保するため、入札者の過去の工事成績を中心に、同種同規模工事の実績、社会貢献、配置予定技術者の保有資格等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 地域実情に十分な配慮及び地理的条件の熟知が必要とされる工事について、入札者が属する地域要件を中心に、入札者の過去の工事成績、社会貢献、配置予定技術者の保有資格等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (4) その他市長が総合評価落札方式により実施することが適当であると認め

る工事

(総合評価落札方式の類型)

第3条 総合評価落札方式の類型は、次のとおりとする。

- (1) 技術提案型 前条第1号の工事に該当する場合
- (2) 工事成績重視型 前条第2号の工事に該当する場合
- (3) 地域力活用型 前条第3号の工事に該当する場合
- (4) その他 前条第4号の工事に該当する場合

(落札者決定基準に定める事項)

第4条 市長は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 総合評価点（価格その他の条件に基づいて総合的に算定した評価点をいう。以下同じ。）
- (2) 価格点（入札価格に基づいて算定する評価点をいう。以下同じ。）及び価格以外の評価点（施工能力等に基づいて算定する評価点をいう。以下同じ。）
- (3) 価格以外の評価点の評価項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象工事の性質に応じて必要となる事項（学識経験者の意見聴取及び落札者決定基準の審査）

第5条 建設工事に係る担当の課長等（以下「工事担当課長」という。）は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、対象工事を選定し、調達契約課長に契約依頼するものとする。

2 調達契約課長は、総合評価落札方式による入札の契約依頼を受けた場合、落札者決定基準案について、速やかに津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成18年津市訓第3号。以下「要綱」という。）第9条第1項に規定する技術審査部会（以下「技術審査部会」という。）（対象工事が大規模かつ技術的難度の高い建設工事である場合にあっては、別に定める技術審査委員会）の審査に付し、技術的な事項の承認を得た後、総務部長の承認を得るものとする。

3 前項の総務部長の承認があったときは、調達契約課長は、落札者決定基準案について学識経験者の意見を聴かなければならない。この場合において、総合評価落札方式を実施した場合の落札者決定基準に基づく落札者の決定について改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、併せて意見を聴くも

のとする。

- 4 総務部長は、落札者決定基準案に前項の学識経験者の意見を添えて、要綱に基づく津市建設工事等入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付すものとする。

（失格基準価格の設定）

- 第6条 総合評価落札方式による入札においては、津市低入札価格調査試行要領（平成20年12月22日施行）第4条に基づき失格基準価格を設定するものとし、失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。

（入札方法及び評価項目算定資料の提出）

- 第7条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要領、津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行）及び津市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領（平成20年6月1日施行）により実施するものとする。

- 2 入札者は、価格以外の評価をするための次に掲げる資料（以下「評価項目算定資料」という。）のうち、入札公告に示された資料を入札公告に示す期日までに提出しなければならない。

- (1) 評価項目算定資料届出書（第1号様式）
- (2) 市内工場における製作（第2号様式）
- (3) 市内業者・市内産資材購入計画（第3号様式）
- (4) 市内本店業者施工率（第4号様式）
- (5) 施工実績評価資料（第5号様式）
- (6) 配置予定技術者評価資料（第6号様式）
- (7) 技術提案書（第7号様式）
- (8) 工事工程表（第8号様式）
- (9) その他市長が必要と認める資料

- 3 前項による評価項目算定資料の提出がなかった入札者の入札書は無効とする。

（入札者への周知）

- 第8条 市長は、入札者に対し入札公告により次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 評価項目算定資料を提出すること。
- (3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。

- (4) 落札者決定基準及び落札者決定方法
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (6) 価格以外に評価する項目のうち、審査結果の照会ができる項目に関する
こと。
- (7) その他必要と認める事項
(価格以外の評価点の決定)

第9条 価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料に基づき対象工事に応じて技術審査部会（対象工事が大規模かつ技術的難度の高い建設工事である場合にあっては、別に定める技術審査委員会）及び委員会において審査し、決定するものとする。

（技術提案の採否通知）

第10条 第3条第1号に規定する技術提案型における技術提案等の採否については、総合評価落札方式技術提案採否通知書（第9号様式）により入札者に対して通知するものとする。

2 技術提案等が適正と認められなかった者に対しては、その理由を付して通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に書面により、その理由の説明を求めることができる。

4 市長は、前項の説明を求められた場合、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内に総合評価落札方式技術提案採否結果の照会に対する回答書（第10号様式）により回答するものとする。

（価格以外の評価結果の公表及び審査結果の照会）

第11条 第9条の規定により価格以外の評価点を決定したときは、本市のホームページに掲載して公表するものとする。

2 入札者は、前項の規定により公表された日の翌日から起算して2日以内に第8条第6号の審査結果の照会ができる項目について、書面により市長に対し自らの審査結果の照会をすることができる。

3 市長は、前項の規定による照会があった場合は、速やかに審査結果の照会に対する回答書（第11号様式）により回答するものとする。この場合において、第3条第1号に規定する技術提案型に係る審査結果の照会である場合は、第9条の規定による審査及び決定の上、回答するものとする。

4 第1項の規定は、前項の規定による審査の結果、価格以外の評価点を修正した場合について準用する。

(開札及び総合評価点の算出)

第12条 開札は、価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。

2 総合評価点の算出は、入札が無効でない者のうち、入札書記載金額が予定価格の範囲内で、失格基準価格以上の者について行う。

(落札者の決定)

第13条 市長は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定めるところにより落札者又は落札候補者を決定するものとする。

(1) 第5条第3項後段の規定により改めて学識経験者の意見を聴く必要がないとされた場合 総合評価点が最も高い者を落札者と決定する。この場合において、総合評価点が最も高い者が複数あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 第5条第3項後段の規定により改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとされた場合 総合評価点が最も高い者を落札候補者と決定する。この場合において、総合評価点が最も高い者が複数あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

2 前項第2号の場合においては、市長は、改めて学識経験者の意見を聴いた上で、同号の落札候補者を落札者と決定するものとする。

(技術提案型落札者の履行責任等)

第14条 第3条第1号に規定する技術提案型における落札者（以下「技術提案型落札者」という。）は、契約締結後、自らの提出した技術提案等を履行する責任を有する。

2 工事目的物について、技術提案の内容が満たされない場合は、技術提案型落札者は、再度の施工義務を負う。

3 前項の場合において、提案内容の再度の施工が困難であることが確認された場合は、不履行の確認日から翌年度までの総合評価落札方式における価格以外の評価点の減点を行うものとする。

(期限の特例)

第15条 この要領に規定する期限については、津市の休日を定める条例（平成18年津市条例第14号）第3条の規定を準用する。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年12月22日から施行する。

附 則（平成 21 年 8 月 3 日）

この要領は、平成 21 年 8 月 7 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 19 日）

この要領は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日）

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 11 日）

この要領は、平成 25 年 1 月 15 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日）

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

評 価 項 目 算 定 資 料 届 出 書

年 月 日

（あて先）津市長

住所（所在地）

届出者 商号（名称）

代 表 者 氏 名

印

次の工事に係る評価項目算定資料を届け出ます。

なお、次の記載事項及び添付書類等の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工 事 番 号	年度		
工 事 名			
開 札 日 時	年 月 日	午前・午後	時 分
評価項目（入札公告に示された該当項目のみ記載）			説明、添付書類等
地域要件		工事箇所と同一地区内（市内）	本店（本社）所在地が属する 区分に○を記載してくださ い。
		工事箇所と同一地区外（市内）	
		工事箇所と同一地区外（市外）	
地域貢献		市内工場における製作	市内工場における製作（第2 号様式）※必要な場合のみ
		市内業者からの資材購入	市内業者・市内産資材購入計画（第 3号様式）※必要な場合のみ
		市内産資材の購入	
		市内本店業者施工率	市内本店業者施工率（第4号 様式）※必要な場合のみ
工事実績	別紙「施工実績評価資料（第5号様式）」 のとおり		施工実績評価資料（第5号様 式）
社会貢献	有・無	I S O 9 0 0 0 s 認証取得等	I S O 9 0 0 0 s 認証書等 （写し）
	点	労働福祉の状況	経営規模等評価結果通知書 （写し）
	有・無	防災協定の有無	
配置予定技術者 保有資格	資格名		配置予定技術者の保有する 資格証（写し）
配置予定技術者 工事施工実績	別紙「配置予定技術者評価資料（第6号様式）」 のとおり		配置予定技術者評価資料（第 6号様式）
その他			公告において示す書類
技術提案	別紙「技術提案書（第7号様式）」のとおり		技術提案書（第7号様式） ※技術提案型の場合のみ

※この届出書の取下げは認められませんので、工事完了まで専任できる技術者を十分に検討の上、提出すること。

第2号様式（第7条関係）

市内工場における製作

工 事 名	
業 者 名	

資 材 名 (製 作 物)		製 作 工 場	所 在 地
1		自社・その他	
2		自社・その他	
3		自社・その他	
4		自社・その他	
5		自社・その他	
備 考			

（注1）指定する資材についてのみ記載すること。

（注2）市内工場における製作予定がない場合については、提出を要しない。

第3号様式（第7条関係）

市内業者・市内産資材購入計画

工 事 名	
業 者 名	

資 材 名		購 入 先		市 内 産
1		所在		
		名称		
2		所在		
		名称		
3		所在		
		名称		
4		所在		
		名称		
5		所在		
		名称		
備 考				

（注1）指定する資材についてのみ記載すること。

（注2）市内産資材の場合は、市内産欄に○を記入すること。

（注3）市内業者からの購入又は市内産資材の購入計画のない場合は、提出を要しない。

第4号様式（第7条関係）

市内本店業者施工率

工 事 名	
業 者 名	

当該工事の一次下請総額に占める市内本店業者の施工率について、次のとおり資料を提出します。

一次下請に占める 市内本店業者施工額（a）	一次下請総額（b）	市内本店業者施工率（%） （a）÷（b）×100 <小数点以下切り捨て>
円	円	%

（注1）市内本店業者とは、津市内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する建設業者をいう。

（注2）本評価項目の申請内容については、契約後及び工事施工完了時に施工体制台帳、部分下請通知書、下請契約書等により確認する。申告した施工率を最終的に下回った場合、指名停止の対象とする。

（注3）（a）及び（b）には、申請時点で予定している額を記入すること。

第5号様式（第7条関係）

施工実績評価資料

工 事 名	
業 者 名	

同種（類似）工事施工実績

工 事 名	
工 事 場 所	
発 注 者 名	
契 約 金 額	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
受 注 形 態	☐ 単独 ☐ 共同企業体（出資比率 %）
工事概要等	

（注）上記工事について確認できる書類（コリンズ、設計書内訳表等の写し）を添付すること。

第 6 号様式（第 7 条関係）

配置予定技術者評価資料

工 事 名	
業 者 名	

配置技術者

区 分	☐ 主任技術者	ふりがな	
	☐ 監理技術者	氏 名	

同種(類似)工事施工実績

工 事 名			
工 事 場 所			
発 注 者 名			
契 約 金 額			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
受 注 形 態	☐ 単独 ☐ 共同企業体（出資比率 %）		
担 当 区 分	☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者		
工事概要等			

注 1）上記工事について確認できる書類（コリンズ、設計書内訳表等の写し）を添付すること。

注 2）上記で記載した技術者は、契約時に変更できません。

技術提案書

工 事 名	
業 者 名	

課 題	
☐ 工程管理	
☐ 周辺環境	
☐ 特記課題	

【提案内容等】
【具体的な検証方法】

※ 工程管理の提案に際しては、工事工程表（第5号様式）に具体的な工程を記載してください。

第8号様式（第7条関係）

工 事 工 程 表

工 事 名	
業 者 名	

[illegible]

総合評価落札方式技術提案採否通知書

(記 号 番 号)
年 月 日

(名 称) 様

津 市 長 (氏 名) 印

年 月 日付けで提出された技術提案に対する審査結果について、次のとおり通知します。

工 事 番 号	
工 事 名	
審 査 結 果	採用 / 不採用
不 採 用 理 由	

第 1 0 号様式（第 1 0 条関係）

総合評価落札方式技術提案採否結果の照会に対する回答書

(記 号 番 号)
年 月 日

(名 称) 様

津 市 長 (氏 名) 印

年 月 日付けであった総合評価落札方式技術提案採否結果に対する照会について、
次のとおり回答します。

工 事 番 号	
工 事 名	
回 答 内 容	

審査結果の照会に対する回答書

(記 号 番 号)
年 月 日

(名 称) 様

津 市 長 (氏 名) 印

年 月 日付けであった審査結果に対する照会について、次のとおり回答します。

工 事 番 号	
工 事 名	
回 答 内 容	